別表第一中五十七の十四の項を五十七の二十の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の二十一　厚生労働省令で定める救急救命士法第三十七条第一項に規定する指定試験機関	救急救命士法による同法第三十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の十三の項を五十七の十八の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の十九　厚生労働省令で定める義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関	義肢装具士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の十二の項を五十七の十六の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の十七　厚生労働省令で定める臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関	臨床工学技士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の十一の項中「免許」の下に「又は同法第十条の試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の十五の項とし、同表の五十七の十の項中「又は」を「若しくは」に改め、「免許」の下に「又は同法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の十四の項とし、同表の五十七の九の項中「免許」の下に「若しくは同法第十一条の試験の実施又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第五条の登録」を加え、同項を同表の五十七の十三の項とし、同表中五十七の八の項を五十七の十一の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の十二　厚生労働省令で定める歯科技工士法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関	歯科技工士法による同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の五十七の七の項中「免許」の下に「又は同法第十七条の試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の十の項とし、同表中五十七の六の項を五十七の八の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の九　厚生労働省令で定める歯科衛生士法第十二条の四第一項に規定する指定試験機関	歯科衛生士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中五十七の五の項を五十七の七の項とし、同表の五十七の四の項中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「看護師の免許」の下に「又は同法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の六の項とし、同表の五十七の三の項中「免許」の下に「、同法第九条の歯科医師国家試験の実施又は同法第十六条の四第一項の登録」を加え、同項を同表の五十七の四の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の五　厚生労働省令で定める死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

別表第一の五十七の二の項中「免許」の下に「、同法第九条の医師国家試験の実施又は同法第十六条の六第一項の登録」を加え、同項を同表の五十七の三の項とし、同表の五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二　厚生労働省令で定める医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による同法第五条の二第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

別表第一の五十九の二の項中「免許」の下に「又は同法第十一条の試験の実施」を加え、同表の六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二　厚生労働省令で定める労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関	労働安全衛生法による同法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験又は同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一の三　厚生労働省令で定める労働安全衛生法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関	労働安全衛生法による同法第八十四条第一項の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の六十二の項中「による」の下に「同法第七条の」を加え、同項の次に次のように加える。

六十二の二　厚生労働省令で定める作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関	作業環境測定法による同法第十四条第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の項中「技能検定の合格証書の交付」を「同法第四十四条第一項の技能検定の実施又は同法第四十九条の合格証書の交付」に改め、同表の七十一の十の項中「（平成二十七年法律第六十八号）」を削り、同項を同表の七十一の十七の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十八　介護保険法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十九　介護保険法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の九の項中「（平成九年法律第百三十一号）」を削り、同項を同表の七十一の十五の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十六　文部科学省及び厚生労働省令で定める公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第十条第一項に規定する指定試験機関	公認心理師法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十一の八の項を七十一の十二の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十三　厚生労働省令で定める精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による同法第十八条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による同法第十八条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十四　厚生労働省令で定める精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第十条第一項に規定する指定試験機関	精神保健福祉士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの